

岐阜県公報

第二千五百七十一号
平成二十六年八月十二日

(火曜日)

目次

告 示

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定解除
道路の供用開始

(環境管理課) 五一九^ハ
(道路維持課) 五一九^ホ

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
指定自立支援医療機関の指定
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
中津川都市計画の変更案の縦覧
土地改良区役員の退任及び就任

(環境生活政策課) 五一〇
(保健医療課) 五一二
(商業・金融課) 五一二
(都市政策課) 五二二
(西濃農林事務所) 五二二

告 示

岐阜県告示第五百五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十六年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定を解除する区域
平成二十六年岐阜県告示第四百十九号により指定した区域(多治見市虎溪山町四丁目一三番一の一部)の全部
- 二 指定に係る特定有害物質の名称
六価クロム化合物

岐阜県告示第五百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年八月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は他の告示年月日)
大岐野線	岐阜市大字正木貴船一七番一地从先から	同市大字同字同	一一九	三〇〇	平成二六・八・三	平成二六・八・三

岐阜県告示第五百七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年八月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は他の告示年月日)
御岳山線	高山市朝日町胡桃島大字与十郎四二六番一二地先地内			五四八	平成二六・八・三	平成二六・四・二六

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十六年七月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まんでんの会

三代 表 者 の 氏 名 宮崎 文芸

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市八幡町一九九番地三

五 定款に記載された目的 この法人は、飛騨地域の住民に対して、介護・福祉・子育て支援・地域安全支援に関する事業を行い、誰もが健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十六年七月十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ワイ・アイ・ケー

三代 表 者 の 氏 名 中田 直太郎

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市高根町小日和田二番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、地域振興活動に関わる団体や個人に対し、地域振興活動の運営側と参加者側の相互の交流・情報交換、人的ネットワークの構築に関する事業や、地域振興活動についての助言に関する事業を行うとともに、広く一般市民に対して、地域振興活動に関する情報提供調査研究又は啓発に関する事業を行い、地域の振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十六年七月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人美濃加茂国際交流協会
- 三 代表者の氏名 安藤 志郎
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市太田町二六八九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、世界の人々と、あらゆる分野における交流を通して、市民の相互理解と友好親善を促進するとともに、国際意識の高揚を図ることにより、多文化共生社会の発展と世界平和に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

（指定訪問看護事業者等）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 月 日
訪問看護ステーション ほほえみ	中津川市坂下七二四番地三	精神通院	平成 二六・八・一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年八月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十六年七月三十一日
- 二 届出者の氏名又は名称 株式会社エンチャオー
- 三 建物の名称及び所在地 V・drug 岐大前店
岐阜市折立北浦二三三八番地一 外
- 四 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）午前十時から午後九時
（変更後）午前九時から午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯

中津川都市計画の変更案の縦覧

(変更前) 午前九時三〇分から午後九時三〇分
(変更後) 午前八時三〇分から午後九時三〇分
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前九時から午後九時
(変更後) 午前六時から午後十時

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十六年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

中津川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び中津川市基盤整備部計画課

四 縦覧期間

平成二十六年八月十二日から

平成二十六年八月二十六日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容につ

いても記載すること。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住 所
改良区 平成 年 月 日 氏 名 住 所

大垣土地改良区 平成二六・四・六 大屋敏之 大垣市新田町二丁目 九五二番地
同 棚橋重樹 大垣市荒尾町 一三〇四番地一
同 説田武紀 大垣市小泉町 二〇四番地
同 多賀徹 大垣市青野町 六二番地

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住 所

大垣土地改良区 平成二六・四・七 監事 杉野豊 大垣市内原二丁目 一四九番地
同 小川智尋 大垣市中野町五丁目 四四二番地二
同 吉村正弘 大垣市長松町 一〇九七番地
同 増田清見 大垣市草道島町 二九二番地一